

議案第15号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

非常勤一般職の職員に係る付加報酬の支給対象となる在職期間及び報酬の額の見直しをするとともに、投票所及び期日前投票所の投票立会人に係る報酬の額を立会時間数に応じたものとするため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第4号を削る。

別表第1中

「

10,300	10,300 (ただし、立会時間数が13時間未満の場合は、10,300円に当該立会時間数を13で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)
9,100	9,100 (ただし、立会時間数が11.5時間未満の場合は、9,100円に当該立会時間数を11.5で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)

」を

」に

改める。

別表第2中

「

保健師、主任介護支援専門員又は英語指導員	日額	1級27号給
栄養士、看護師、特別支援教育指導員又は指導補助教員	日額	1級25号給

」を

「

保健師又は管理栄養士	日額	1級29号給
------------	----	--------

主任介護支援専門員、社会福祉士又は 英語指導員	日額	1級27号給
看護師、特別支援教育指導員又は指導 補助教員	日額	1級25号給
栄養士又は保育士	日額	1級17号給

」に改め、

「、保育士」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬から適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。